

大阪府環境審議会野生生物部会報告書

大阪府環境審議会野生生物部会長

平成24年6月29日に大阪府環境審議会野生生物部会を開催し、知事から諮問のあった、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づく、箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について、審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あて答申を行ったので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領（以下「要領」という。）第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、大阪府環境審議会条例第6条第7項及び要領第3条第5項第7号の規定に基づき、当部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の概要

1 名称

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

箕面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営箕面公園の区域のうち、箕面川の河川区域、滝道及びその法面（併せて幅員 50 メートルの区域に限る。ただし、府道豊中亀岡線から箕面川に下る部分にあっては、滝道の中心線から左右 25 メートルの区域とする。）並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域。

3 面積

約 7 0 ha

4 存続期間

平成 2 4 年 1 1 月 1 日から平成 3 4 年 1 0 月 3 1 日まで（1 0 年間）

5 指定目的

当地区は、都市近郊に位置しながら豊かな自然環境に恵まれたところとして知られ、シイ、カシ等の照葉樹林を主体にした植生は溪谷部のイロハモミジ、ケヤキ林と相まって、野生鳥獣のすぐれた生息環境を形成している。

このような自然環境を反映して、鳥獣保護区の更新にあたり実施した調査では 116 種の鳥類の生息が確認され、オオタカ、サンショウクイなど環境省レッドリスト掲載鳥類 9 種のほか、トラツグミ、カワガラスなど多くの大阪府レッドデータブック掲載鳥類が確認されている。

さらに、獣類では国指定の天然記念物であるニホンザルや大阪府レッドデータブック掲載哺乳類であるニホンリスなどの生息が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当地区は、箕面勝尾寺鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

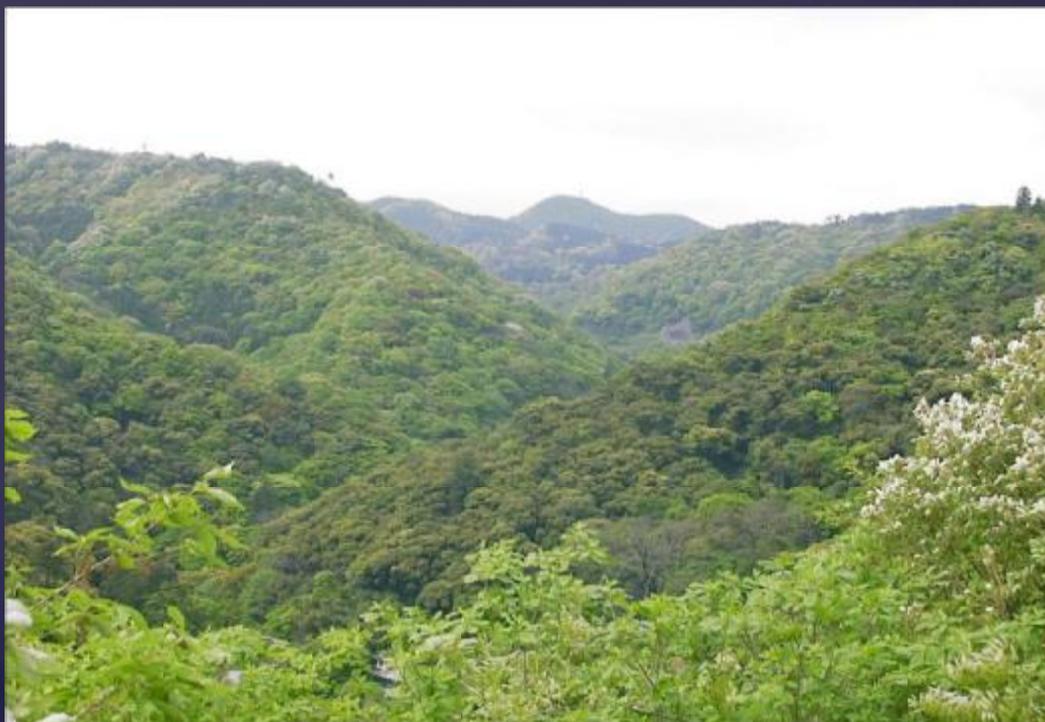
区域図 (1/25,000)



箕面勝尾寺鳥獣保護区

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区(斜線の区域)

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の全景



林内の状況



箕面川



箕面大滝



オオタカ



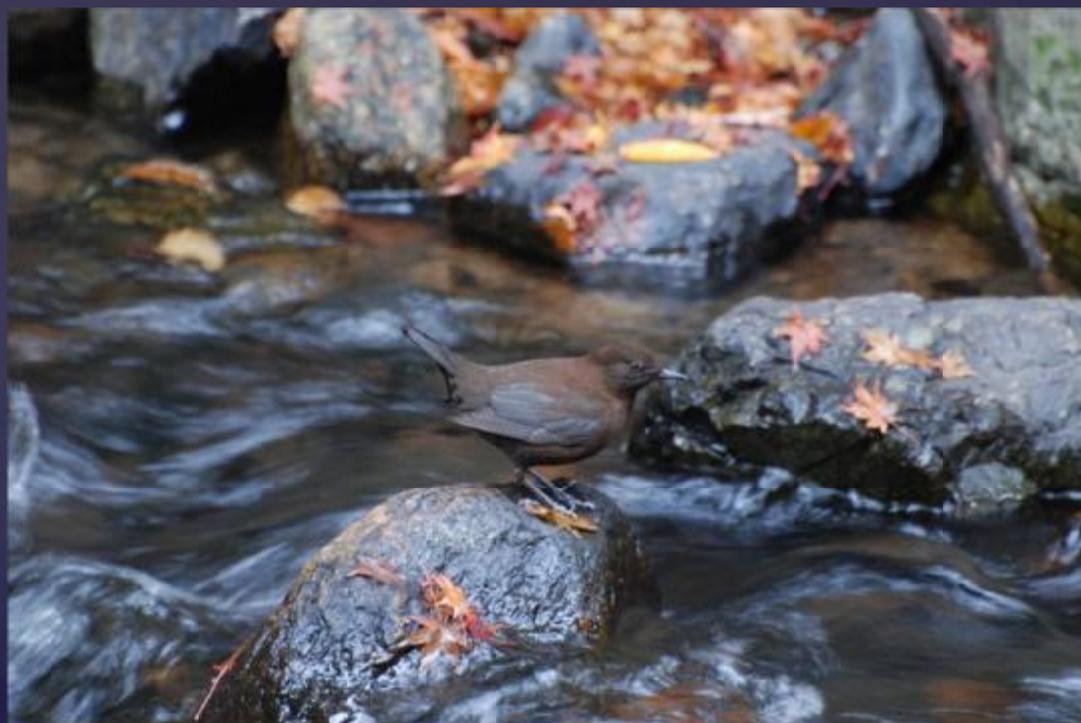
サンショウクイ



トラツグミ



カワガラス



ニホンザル



ニホンリス

